

これからの役場庁舎のあり方

町では昨年度、役場庁舎あり方検討委員会を設置し、耐震化のあり方について検討するため、基礎資料の作成を委託しました。今回は、報告された資料をもとに、同委員会での検討を経て、とりまとめた基本的な考え方をお知らせします。

現庁舎の

現状

現庁舎は、昭和47年7月の完成以来、今年6月末で38年11カ月が経過しています。平成15年に発生した十勝沖地震（幕別は震度6弱）において、1階の柱が断面に沿って破壊する構造被害が発生し、緊急補修を実施していますが、設計時の耐力までは回復していない状況です。

地震を受けて、平成15年度に実施した庁舎耐震診断では、建物の耐震性を示す指標「※Is値」が、最も低い箇所で0・17であり、もともと耐震性が不足している上、1～2階の耐震壁がほぼ全てにせん断ひび割れが生じていました。

これにより、耐震性はさらに不足し、大地震発生時の安全性が確保されておらず、十分な安全性や耐震性を確保するためには、大掛かりな耐震改修工事が必要であるという診断結果でした。



▲庁舎1階の柱がせん断破壊

庁舎建設を検討

役場庁舎は、住民など多くの方々が広く利用する公共の施設であるとともに、東日本大震災のような大規模な災害が発生した時には、復旧活動や救援活動にあたる防災拠点として、十分な耐震性や安全性が求められる施設です。現庁舎は、完成から約39年が経過し、震度6強以上の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いことが確認されています。現庁舎は、耐用

※【Is（アイエス）値】

建築物の耐震性を示す指標であるIs値（構造耐震指標）は、国土交通省において、安全の目安を0・6以上とし、震度6強以上の地震に対し0・3未満の場合は、倒壊または崩壊の危険性が高い、0・3～0・6未満の場合は危険性があるとしています。地震力に対する建物の強度が大きいほど、このIs値も大きくなります。

問題点

町では昨年度、役場庁舎あり方検討委員会を設置し、現庁舎の状況と耐震診断結果等を検証した結果として、次の5つの問題点を洗い出しました。

①耐震性の欠如

平成15年度に実施した耐震診断では、各階ごとのIs値が0.17～0.49で、すべての階において、大地震発生時の安全性が大きく不足している結果となりました。

②防災拠点機能の不足

耐震性に問題を抱える現庁舎は、阪神・淡路大震災や東日本大震災と同程度の地震が発生した場合、倒壊の危険性が高く、防災拠点・災害復興拠点としての果たすべき役割が担えない状況が想定されます。

③施設・設備の老朽化

建物は全体的に老朽化しており、給排水設備や暖房設備の機

能低下が著しく、抜本的な改修が必要な状況です。

④分散・狭隘(面積が狭くゆとりがない)による

住民サービスの低下

住民が利用する窓口が、本庁舎、保健福祉センター、教育委員会に分散しているため、利便性が悪く行政サービスの低下を招いています。

⑤バリアフリーへの対応不足

高齢者や障害者に配慮したバリアフリーに対応ができておらず、構造上、根本的な解決が困難な状況です。

現庁舎における耐震化の

検討

耐震改修は、耐震診断の結果や目標とする耐震能力などの条件を詳細に把握・検討し、最適な方法を

年数の8割を経過し、耐震改修では費用に見合った使用期間の延長が見込めないなど、現庁舎の状況を総合的に判断し、町では約20億の建て替え費用を見込み、平成27年度までの完成を目標に新庁舎の建設を検討しています。そこで今回は、現庁舎のあり方や新庁舎の基本的な考え方について、これまでの検討の情報をお知らせします。

問い合わせ 企画室企画情報担当・TEL【幕】54-6610

選択しなければなりません。※耐震補強」や「※免震工法」といった耐震改修工法を検討した結果、改修には設備更新も含め約11億～17億の改修費用を要することがわかりました。

※【耐震補強】

壁や柱など建物の構造自体を強化し、建物そのもので振動エネルギーを受け止め、耐えられるようにする補強方法。

【免震工法】

地面と建物の間に入れた免震装置が振動エネルギーを吸収し、建物が振動が伝わらないようにする補強方法。

これからの役場庁舎のあり方

新庁舎建設の

必要性

前ページで掲載の5つの問題点は、いずれも住民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因ともなっています。特に耐震性の欠如は、災害時の安全面ばかりでなく、防災拠点としての役割を担う上で、早期の対応が必要ですが、また、多様化する町民要望に対応するためにも庁舎問題は避けて通ることはできず、次の点から、現庁舎の耐震補強工事を施工するのではなく、新庁舎の建設が必要であると考えています。

- 現庁舎の耐震改修と設備更新には、多額の費用を要すること。
- 耐震改修を実施する場合は、改修工事期間中において、住民サービスの低下や執務環境の悪化が想定されること。
- 建築後、約39年が経過しているため、改修工事をしていても費用に

見合った使用期間の延長が見込めないこと。

- 加速化する高齢者の増加において、高齢者や障害者にとって利用しやすいユニバーサルデザインの推進を考慮しなければならぬこと。

※【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などを目指す考え方。

新庁舎建設の基本的な

考え方

新庁舎は「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を将来像に、今後の行政需要に柔軟に対応し、効率的な行政運営や住民に親しまれる庁舎となるよう、次のように考えています。

- 高齢者や障害者はもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎

- 分かりやすく利用しやすい機能や安全性を配慮し、触れ合いの場として親しまれる庁舎

- 多様化する行政需要の変化に対応できる庁舎

- 防災拠点・復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎

- 省資源や省エネルギーに対応した、経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎

- 幕別町のシンボルとなるような庁舎

新庁舎の主要な

機能

新庁舎は、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、すべての住民に配慮した利用しやすい庁舎を目指し、環境負荷の少ない自然エネルギー等の導入、省資源・省



▲昭和47年建設の現役場庁舎

エネルギー対策を施すことを検討しています。また、主要な機能は、次のように考えています。

- ① 窓口機能
住民利用が多い窓口の低層階への配置や関連窓口のワンストップサービス手法の導入
- ② 執務機能
時代の変化や町民の要望に対応できる仕切りのないオープンスペースフロア採用の検討
- ③ 防災機能
災害管理拠点として必要な設備や備蓄の整理
- ④ 住民機能
多様な住民活動を支え、活用できる交流スペースや屋外のイベント広場機能の検討
- ⑤ 議会機能
住民に開かれた議会機能や住民が利用できる会議室等の検討
- ⑥ 施設管理機能
省エネルギーに対応した照明、空調・換気設備やセキュリティ機能の検討



▲庁舎5階のひび割れ

新庁舎の

位置

庁舎建設の候補地について、次の6カ所を選定しました。

- a 現庁舎敷地
- b 旭町公営住宅跡地地区
- c 保健福祉センター地区
- d 札内支所地区
- e 白人公園地区
- f スマイルパーク地区

このうち町では、①6000㎡の建築面積と駐車場等の面積が確保できること②町有地であること③交通事情や他の官公署などへの利便性が高く、消防署や警察署が近いなど防災拠点としての立地性が高いこと④市街地が3極化している幕別町の特性を考慮し、町全体の均衡ある発展ができることなどを条件に検討し、現庁舎敷地内が適当と考えています。
※今後も広報では、役場庁舎の検討内容についてお知らせします。